



【ご来場の自粛検討のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。
多くの株主の皆さまが集まる株主総会は、集団感染
のリスクがあります。当日の来場に関しては、
感染の回避のため自粛をご検討ください。

なお、本総会における感染予防の対応に関する
詳細は下記ウェブサイトにてご確認ください。

https://www.maxvalu.co.jp/company/ir/meeting_notice.html

第38期 定時株主総会 招集ご通知

2019年3月1日から2020年2月29日まで

株主総会参考書類

招集ご通知提供書面

- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告

開催情報

日時：2020年5月15日（金曜日）

午前 9 時30分 受付開始

午前10時 開会

場所：広島県広島市南区松原町1番5号

ホテルグランヴィア広島 4階 悠久の間



マックスバリュ西日本株式会社

証券コード：8287

株主の皆さまへ

証券コード 8287

2020年4月30日

広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

マックスバリュ西日本株式会社

代表取締役社長 平尾 健一

第38期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年5月14日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

① 日 時 2020年5月15日(金曜日) 午前10時

② 場 所 広島県広島市南区松原町1番5号
ホテルグランヴィア広島 4階 悠久の間
(会場は裏表紙の「株主総会会場のご案内」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)

③ 目的事項 報告事項 1. 第38期(2019年3月1日から2020年2月29日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第38期(2019年3月1日から2020年2月29日まで) 計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.maxvalu.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知に記載されております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.maxvalu.co.jp>)に掲載させていただきます。

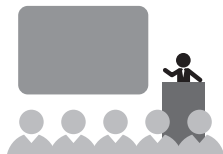
議決権行使に関するお願い

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。多くの株主の皆さまが集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。**事前に郵送での議決権行使（下記B）もできます**ので、当日は、感染回避のため来場の自粛をご検討ください。また、ご出席の株主さまは、マスク着用などご自身及び周囲への感染予防の配慮をお願いします。

なお、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合があります。何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

A

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）
また、議事資料として本招集ご通知をご持参ください。

B

書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年5月14日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。

目次

招集ご通知	1
-------------	---

株主総会参考書類	3
----------------	---

〔提供書面〕

事業報告	13
------------	----

連結計算書類

連結貸借対照表	37
---------------	----

連結損益計算書	38
---------------	----

連結株主資本等変動計算書	39
--------------------	----

計算書類

貸借対照表	40
-------------	----

損益計算書	41
-------------	----

株主資本等変動計算書	42
------------------	----

監査報告

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書 謄本 ...	43
-----------------------------	----

会計監査人の監査報告書 謄本 ...	44
--------------------	----

監査役会の監査報告書 謄本	45
---------------------	----

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、企業体質をさらに強化し、収益力の向上、業容の一層の拡大を図るため、内部留保にも配慮しながら、株主の皆さまに対する利益還元を充実させることを経営の重点施策と位置付け、安定的、継続的な配当をあわせて行っていきたいと考えております。

なお、当期は繰越利益剰余金の欠損として55百万円を計上しましたので、別途積立金を取り崩し繰越利益剰余金に振り替えさせていただき、当期の期末配当については普通配当38円といたしたいと存じます。

1. その他の剰余金の処分にに関する事項

- ① 減少する剰余金の項目およびその額
別途積立金 5,000,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 5,000,000,000円

2. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金38円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,995,018,050円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年5月18日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業内容の明確化及び今後の新たな事業展開に向けて、現行定款第2条を次のとおり全面的に変更することをお願いするものであります。

2. 変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (省 略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 衣料品、食料品、靴、かばん、インテリア用品、スポーツ用品、装身具、宝石および貴金属の販売ならびに加工。	1. 青果物、魚介類および食肉類の加工、荷受卸売、販売および輸出入。
2. 家庭用電気製品、時計、眼鏡、光学機器、楽器、自動車、原動機付自転車、軽車両、自転車およびこれらの部品、付属品の販売ならびに修理。	2. 惣菜類（煮物・焼物・揚げ物・蒸し物・酢の物・あえ物等）、仕出し弁当、めん類および豆腐の製造、加工、卸売、販売および輸出入。
3. 家具、寝具、台所用品、日用雑貨、がん具、書籍、事務用品、レコードおよび美術工芸品の販売。	3. 米穀、塩、たばこ、郵便切手類、印紙、銃砲刀剣類および古物の販売ならびに宝くじの売りさばき。
4. 酒類、米穀、塩、たばこ、切手、収入印紙、銃砲刀剣類、古物および計量器の販売。	4. 酒類の小売、卸売および輸出入。
5. 化粧品、医薬品、医薬部外品、医療用具、メタノール・塩酸・硫酸等の化学工業薬品、動物用医薬品、農薬、毒物、劇物、石油、高圧ガス、肥料および飼料の販売。	5. その他食料品、衣料品、家庭用品、日用品雑貨、電気製品、家具製品、化粧品、装飾品雑貨その他の百貨の小売ならびにこれに関連する物品の製造、加工、卸売および輸出入。
6. 薬局、飲食店、遊戯場、華道・茶道・書道・料理・着物着付・英会話等の文化教室、スポーツ施設および駐車場の経営。	6. 医薬品、医薬部外品、化学工業薬品、動物用医薬品、農薬、毒物、劇物、石油、ガス類、肥料、飼料および計量器の販売および輸出入。
7. 煮物・焼物・揚げ物・蒸し物・酢の物・あえ物等のそう菜、めん類および豆腐の製造ならびに販売。	7. 自動車、自転車、軽車両その他運搬車等の車両、ヨット、モーターボートおよびこれらの部品附属品等の販売、輸出入および賃貸ならびに自動車整備業。
8. 旅行業、洗濯業、損害保険代理業および生命保険募集業。	8. プリペイドカード、電子マネーおよび商品券の発行および販売。
9. 前各号に記載の販売、経営を自ら行なう者に対する技術指導。	9. 映画、レコード、コンパクトディスク、ビデオテープおよびビデオディスク等の製作、販売、輸出入および賃貸。
10. 不動産の売買、賃貸、仲介および鑑定ならびに土木建築工事、造園工事および室内装飾設備の請負業。	10. 絵画その他美術品、スポーツ用具、医療用具、厨房機器および店舗用設備機器等の販売、輸出入および賃貸。

現 行 定 款	変 更 案
11. パソコン、ワープロ、ファクシミリ等の事務用情報機器およびこれに関連するソフトウェアの製作、販売および卸売。 12. 映画、コンパクトディスク、ビデオテープおよびビデオディスクの製作、販売、輸出入および賃貸。 13. 厨房機器および店舗用ショーケース、それに付随する冷蔵および冷凍設備機器の販売、輸出入および賃貸。 14. 家畜、愛玩動物の飼育および植物の栽培ならびにこれらの販売、輸出入および賃貸。 15. 学習塾、結婚式場、展示会場ならびにプレイガイドの経営。 16. ビルメンテナンス業、ビル警備業およびホテル業。 17. 写真、理髪、美容、陸上運送および印刷出版に関する業務。 18. 金銭の貸付および金銭の貸借の媒介・保証、集金の代行、有価証券の投資、運用、売買、管理、仲介ならびにクレジットカード業。 19. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業および特定介護予防用具販売事業。 20. 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業。 21. 前各号に付帯もしくは関連する一切の業務。	11. 家畜、愛玩動物の飼育および植物の栽培ならびにこれらの販売、輸出入および賃貸。 12. インターネット、カタログその他の方法による通信販売業。 13. 会社、個人経営の計算事務代行および電子機器による決済代行業務。 14. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守。 15. 情報処理サービス業、情報提供サービス業、労働者派遣事業ならびに電気通信事業およびその代理業。 16. 薬局、診療所、飲食店、興行場、遊戯場、公衆浴場、スポーツ施設、文化教室および駐車場の経営。 17. 学習塾、結婚式場、展示会場ならびにプレイガイドの経営。 18. 保育園・託児所および学童保育施設等の経営。 19. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の経営指導、その他経営コンサルタント業。 20. ビルメンテナンス業、ビル警備業、クリーニング業およびホテル業。 21. 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、貨物運送取扱事業、港湾運送取次事業および倉庫業。 22. 物流センターの管理・運営および物流業務の受託ならびに物流情報の収集処理業務。 23. 品質管理業務の受託および運営。 24. 写真、理髪、美容、旅行斡旋および印刷出版ならびに広告に関する業務。 25. 結婚相談および冠婚葬祭に関する情報の提供ならびに仲介斡旋。 26. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定評価ならびに土木建築工事・造園工事および室内設備装飾の請負業。 27. イベント、セミナー、講演会、講習会等の各種催事の企画、立案、運営、管理および実施。 28. 金銭の貸付および金銭の貸借の媒介・保証・集金ならびに支払いの代行、有価証券の投資・運用・売買・管理・仲介、クレジットカードの取扱いに関する業務、金融商品仲介業および総合リース業。

現 行 定 款	変 更 案
第3条 ～ 第37条 (省 略)	29. 損害保険代理業および生命保険募集業ならびに損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援。 30. 介護保険法に基づく訪問介護事業、通所介護事業、共同生活介護事業、居宅訪問介護事業、特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業および特定介護予防福祉用具貸与事業。 31. 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業。 32. 一般産業廃棄物の収集・運搬・処理事業ならびにこれらに係る有用資源の回収・リサイクル・再生等の有効利用事業。 33. 前各号に関連する一切の業務。 34. 前各号に規定する事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理。 第3条 ～ 第37条 (現行どおり)

- (注) 1. (株)マルナカ及び(株)山陽マルナカとの経営統合の関連で新たに追加した主な項目は、第2条18、21、22、23、27、30、34の各号であります。
2. 新たな事業展開に向けて新たに追加した主な項目は、第2条12、14、15の各号であります。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営の意思決定と業務執行の迅速化及び取締役会の監督機能強化を図ることを目的に執行役員制度を導入することに伴い、社外取締役3名を含む8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	第38期の取締役会への出席状況
1	再任 ひら お けんいち 平尾 健一	代表取締役社長	100%（14回/14回）
2	再任 えん な まさひろ 塩冶 雅洋	常務取締役 営業担当	100%（17回/17回）
3	新任 い と むら なお き 伊渡村 直樹		
4	新任 さいとう みつよし 齋藤 光義		
5	再任 みや う ち つよし 宮宇地 剛	取締役	100%（14回/14回）
6	再任 お ざき ひで お 尾崎 英雄	社外取締役	100%（14回/14回）
7	再任 くわやま ひとし 桑山 斉	社外取締役	100%（17回/17回）
8	再任 わた せ ひろみ 渡瀬 ひろみ	社外取締役	100%（17回/17回）

候補者番号 1 ひら お けん いち 平尾 健一 [生年月日] 1962年1月1日

再任

所有する
当社の株式の数

1,000 株

略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況

1984年	3月	ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社
2002年	8月	同社マックスバリュ宮城福島事業部長
2005年	9月	同社マックスバリュ近畿四国事業部長
2007年	3月	(株)マイカルカンテボーレ (現イオンペーカリー(株)) 代表取締役社長
2009年	2月	同社代表取締役社長兼イオンペーカリーシステム(株)(現イオンペーカリー(株)) 代表取締役社長
2010年	5月	イオンタイランド代表取締役社長
2014年	9月	イオン(株) S M・D S・小型店事業最高経営責任者補佐
2015年	3月	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)代表取締役
2016年	5月	(株)マルナカ代表取締役社長
2019年	5月	当社取締役
2019年	9月	当社代表取締役社長 (現任)
2019年	9月	(株)マルナカ取締役会長 (現任)
2019年	9月	(株)山陽マルナカ取締役会長 (現任)

取締役候補者
の選定理由

平尾健一氏は、2019年9月に当社の代表取締役社長に就任して以来、経営の最高責任者として企業価値の向上を目指し全従業員に対して強いリーダーシップを発揮するなど、取締役としての職責を果たしております。これらのことから、当社の中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 2 えん な まさひろ 塩冶 雅洋 [生年月日] 1964年7月14日

再任

所有する
当社の株式の数

4,000 株

略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況

1992年	4月	(株)みどり (現マックスバリュ西日本(株)) 入社
2005年	5月	当社ザ・ビッグ安古市店長
2006年	6月	当社D S事業本部D S山口地区長
2009年	4月	当社ザ・ビッグ事業部長
2010年	9月	当社ザ・ビッグ事業本部長
2011年	5月	当社取締役
2016年	3月	当社ザ・ビッグ事業本部長兼ダイバーシティ推進責任者
2016年	5月	当社常務取締役
2017年	5月	当社専務取締役
2017年	5月	当社ザ・ビッグ事業本部長兼リスクマネジメント担当兼ダイバーシティ推進責任者
2019年	3月	当社マックスバリュ事業本部長兼ダイバーシティ推進責任者兼リスクマネジメント担当
2019年	5月	当社常務取締役 (現任)
2020年	2月	当社営業担当 (現任)

取締役候補者
の選定理由

塩冶雅洋氏は、当社において長年にわたり経営に携わり、2016年5月からは常務等の役付取締役を務めております。当社の主力事業であるスーパーマーケット事業及びディスカウント事業を中心に豊富な経験と知見を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

計算
書類

監査
報告

候補者
番号 ③ い と む ら な お き
伊渡村 直樹 [生年月日] 1961年3月26日

新任

所有する
当社の株式の数

0 株

略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況

1985年	3月	ジャスコ(株) 入社
2002年	2月	同社イオン姫路リバーシティ店 総務課長
2010年	5月	イオンリテール(株)イオン鳥取店 店長
2011年	3月	同社総務部 マネージャー
2014年	5月	イオン(株)グループ総務部 マネージャー
2014年	9月	(株)山陽マルナカ総務部長
2018年	5月	同社取締役経営管理本部長 (現任)

取締役候補者
の選定理由

伊渡村直樹氏は、グループ会社において主に総務部門の業務を担当し、2018年5月から(株)山陽マルナカの実績を有しております。総務・経営管理部門を中心に豊富な経験と知見を有していることから、同氏を新たに取締役候補者といたしました。

候補者
番号 ④ さ い と う み つ よ し
齋藤 光義 [生年月日] 1960年10月15日

新任

所有する
当社の株式の数

0 株

略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況

1984年	4月	(株)マルナカ入社
2012年	9月	同社加工食品商品部ドライグロッサリーグループマネージャー
2013年	3月	同社商品本部ドライグロッサリーグループマネージャー
2016年	10月	同社商品本部ドライグロッサリーデイリー統括部長
2018年	3月	同社営業本部営業副本部長
2019年	3月	同社営業本部営業本部長
2019年	5月	同社取締役
2019年	9月	同社代表取締役社長 (現任)

取締役候補者
の選定理由

齋藤光義氏は、(株)マルナカにおいて主に商品部門や営業部門の業務を担当し、2019年9月から同社の代表取締役社長を務めております。スーパーマーケット事業の商品部門や営業部門を中心に豊富な経験と知見を有していることから、同氏を新たに取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

みやうち つよし
宮宇地 剛

【生年月日】 1966年10月24日

再任

所有する
当社の株式の数

0 株

略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況

1990年	4月	(株)マルナカ入社
1990年	4月	(株)山陽マルナカ出向
2012年	4月	同社衣料商品統括マネージャー
2013年	5月	同社衣料・住居余暇商品統括部長
2014年	5月	同社取締役商品副本部長兼デリカ商品部長
2016年	5月	同社取締役商品本部長
2018年	2月	同社代表取締役社長（現任）
2018年	5月	(株)マルナカ取締役（現任）
2019年	5月	当社取締役（現任）

取締役候補者
の選定理由

宮宇地剛氏は、(株)山陽マルナカにおいて長年にわたり経営に携わり、2018年2月から同社の代表取締役社長を務めております。当社の主力事業であるスーパーマーケット事業を中心に豊富な経験と知見を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

6

おざき ひでお
尾崎 英雄

【生年月日】 1951年8月27日

再任

社外

所有する
当社の株式の数

0 株

略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況

1976年	3月	(株)フジ入社
2000年	5月	同社四国開発部長
2001年	5月	同社取締役四国開発部長
2003年	5月	同社取締役執行役員開発担当
2005年	4月	同社取締役常務執行役員フジグラン事業本部長
2006年	5月	同社代表取締役 専務執行役員 店舗運営事業本部長
2006年	7月	同社代表取締役社長
2016年	5月	(株)フジ・トラベル・サービス代表取締役会長
2018年	5月	(株)フジ代表取締役会長兼CEO（現任）
2019年	5月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補
者の選定理由

尾崎英雄氏は、(株)フジにおいて長年にわたり経営に携わり、2018年5月から同社の代表取締役会長兼CEOを務めております。総合小売事業を中心に豊富な経験と幅広い知見を有しており、大所高所の見地から業務執行に適切な助言をいただいております。同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

責任限定契約
について

当社は、尾崎英雄氏との間で、当社定款第24条の規定に基づき、法令が規定する額を限度として責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者
番号

7

くわやま ひとし

桑山 齊

〔生年月日〕 1965年 1月 7日

再任

社外

所有する
当社の株式の数

0 株

略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況

1990年	4月	大阪弁護士会登録
1990年	4月	御堂筋法律事務所入所
1997年	4月	御堂筋法律事務所パートナー
2003年	1月	弁護士法人御堂筋法律事務所社員弁護士（現任）
2009年	11月	社会福祉法人北慶会理事（現任）
2011年	5月	当社社外監査役
2012年	4月	大阪弁護士会副会長
2013年	4月	京都大学法科大学院非常勤講師
2015年	5月	当社社外取締役（現任）
2016年	1月	㈱科学技術アントレプレナーシップ監査役（現任）

社外取締役候補
者の選定理由

桑山齊氏は、弁護士としての豊富な経験に加え、会社経営を統括する十分な見識を有しております。これらのことから、当社の中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行に適切な助言・監督をいただけると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

独立性について

当社は、桑山齊氏を㈱東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

責任限定契約
について

当社は、桑山齊氏との間で、当社定款第24条の規定に基づき、法令が規定する額を限度として責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者
番号

8

わた せ

渡瀬 ひろみ

お お つ か

〔生年月日〕 1964年11月14日

(戸籍名：大塚ひろみ)

再任

社外

所有する
当社の株式の数

0 株

略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況

1988年	4月	(株)リクルート入社
1993年	5月	同社ゼクシィ創刊ファウンダー
2000年	4月	同社アントレ マーケティング・ディレクター
2004年	4月	同社プロワーカーナビ マーケティング・ディレクター
2008年	4月	同社シゴトの計画編集長
2010年	4月	(株)アーレア設立 代表取締役（現任）
2011年	6月	(株)ぱど社外執行役員
2013年	4月	(株)トリアムパートナーズ設立 代表取締役
2014年	6月	(株)ぱど代表取締役社長
2016年	5月	当社社外取締役（現任）
2016年	6月	(株)パートナーエージェント社外取締役（現任）
2016年	9月	(株)アーバンフューネスコーポレーション社外監査役（現任）
2017年	7月	ダイヤル・サービス(株)社外取締役（現任）
2018年	6月	(株)商工組合中央金庫社外取締役（現任）
2019年	9月	(株)ディー・エル・イー社外取締役（現任）

社外取締役候補
者の選定理由

渡瀬ひろみ氏は、(株)リクルートにおいてプロジェクト・リーダー、編集長、事業責任者等を歴任し、2014年6月からは(株)ぱどの代表取締役社長を務めるなど、新規事業の立ち上げや会社経営について豊富な経験と知見を有しております。これらのことから、当社の中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行に適切な助言をいただけると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といいたしました。

独立性について

当社は、渡瀬ひろみ氏を(株)東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

責任限定契約
について

当社は、渡瀬ひろみ氏との間で、当社定款第24条の規定に基づき、法令が規定する額を限度として責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

- (注) 1. 各取締役候補者の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄には、当社親会社のイオン(株)及びその子会社における現在または過去5年間の業務執行者たる地位及び担当を含めて記載しております。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者尾崎英雄氏、桑山斉氏及び渡瀬ひろみ氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
4. 桑山斉氏は、過去に当社の社外監査役でありました。
5. 尾崎英雄氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- 桑山斉氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は9年となります。
- 渡瀬ひろみ氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

事業報告

(2019年3月1日から2020年2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に緩やかな回復基調となりましたが、海外経済の不確実性による国内経済への影響や消費増税による個人消費意欲の低下の懸念に加え、新型コロナウイルスの感染症拡大による影響もあり、先行きは不透明な状況が続いております。また、我々小売業を取り巻く環境は、依然として続く消費節約志向の中にあって価格競争は激化し、生産人口減少による慢性的な人手不足など、経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況下において、当社は、2019年3月1日に株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカと経営統合いたしました。当連結会計年度におけるグループ各社の主な取組みは次のとおりです。

■当社の主な取組み

営業面の取組みとしましては、時間帯ごとの品揃え、サービスレベルの向上及びオペレーション効率の向上を目的として、2019年3月21日より、24時間営業を全面廃止し、一律に営業時間を変更いたしました。結果として第2四半期累計期間において大幅な売上高減少を招きました。この反省を踏まえ下半期以降、徹底的に数にこだわり販売点数を引き上げることを対策の柱として取り組んでまいりました。主な取組みとしましては、一つ目に、2019年9月から「数を売る商品」をデリカ部門、デイリー部門、加工部門を中心に約20品目を選定し、単品大量のダイナミックな展開でお買い得商品がお客さまに伝わる売場作りに取り組みしました。二つ目は、「地域の味」に軸足を置いた品揃え・プロモーションの強化に取り組みしました。一例としまして、マックスバリュ小郡南店（山口県山口市）において、店舗フレックス社員（パートタイマー）からの地元商品を品揃えしたいという提案により、県の給食メニューとして人気の「チキンチキンごぼう」の販売を開始いたしました。販売実績が好調に推移したため、現在、山口県内全店舗に品揃えを拡大しております。三つ目に、継続して需要が伸長している「即食」商品の販売強化、とりわけデリカ部門の強化では、夕方以降のできたて商品の品揃え拡大や唐揚げ、トンカツといった人気商品のリニューアルなどにより、既存店売上高前期比ベースで上半期から+13.4%と伸長いたしました。

また、営業時間につきましては下半期以降、店舗ごとの営業時間を再度見直し、計169店舗を再延長いたしました。

店舗開発における取組みとしましては、スーパーマーケット業態3店舗、ディスカウント業態2店舗を新設いたしました。スーパーマーケット業態では、2019年4月27日にマックスバリュ平岡店（兵庫県加古川市）、6月1日にマックスバリュ海田店（広島県安芸郡）、9月7日にマックスバリュ英賀保店（兵庫県姫路市）をオープンいたしました。ディスカウント業態では、5月25日にザ・ビッグ境港店（鳥取県境港市）、6月8日にザ・ビッグ松山山越店（愛媛県松山市）をオープンいたしました。

一方で、効率的な店舗網を構築するために、マックスバリュ平岡店（兵庫県加古川市）、マックスバリュ英賀保店（兵庫県姫路市）、マックスバリュ三田店（兵庫県三田市）の3店舗を閉店いたしました。なお、閉店店舗のうち、マックスバリュ平岡店、マックスバリュ英賀保店は、前述の新店舗開店に伴う旧店舗の閉店であります。

その結果、期末店舗数は184店舗となり、その内訳は兵庫県80店舗、鳥取県1店舗、岡山県12店舗、広島県36店舗、山口県39店舗、徳島県3店舗、香川県6店舗、愛媛県7店舗であります。

人事制度・人材開発における取組みとしましては、当期も継続して採用人数の増加、及び従業員の定着を図ってまいりました。特に、有給休暇年10日付与者を対象に5日以上の有給休暇取得を推進、毎月労務管理進捗を行い長時間労働の撲滅を徹底するなど、従業員が働きやすい環境づくりに取り組みました。

地域連携における取組みとしましては、株式会社レノファ山口とイオングループ及びホームタウン自治体（山口市、下関市、山陽小野田市、宇部市）が2016年2月28日に締結した「地方創生、まちづくりに関する包括連携協定」並びに山口県とイオン株式会社が2011年9月21日に締結した「地域活性化包括連携協定」の一環として、電子マネー「大好きレノファ山口FCWAON」を発行し、「徳山動物園WAON」「ほうふ幸せますWAON」「やまぐち維新WAON」を加えた利用金額の一部を株式会社レノファ山口へ贈呈いたしました。また、地域の活性化と町民サービスの向上を図るため、2019年12月17日に海田町（広島県安芸郡）と当社は包括連携に関する協定を締結いたしました。本協定に基づき、海田町と当社は、「地域の安全・安心」「地域経済の活性化」「観光情報・振興」「健康増進・食育」「子どもの育成」「高齢者・障害者支援」「環境対策」「その他、地域の活性化・町民サービスの向上」に関するこの8項目において、より緊密な連携を図ってまいります。

■株式会社マルナカの主な取組み

中期3カ年計画において「四国・淡路エリアでベストローカルとして地域NO.1であり続ける」というビジョンと、「地域のお客さまの声を聴き期待に応え続ける」「地域NO.1の生鮮力で一番おいしい旬の商品をお届けする」「地域のコミュニティの場となり『豊かな暮らし』を提供し続ける」というミッションを掲げ課題解決に取り組んでおります。当期はその3年目となり、①MD(注)改革、②オペレーション改革、③マネジメント改革、④成長への変革の4項目を重点施策として、売上・荒利の改善及び人材育成に取り組んでまいりました。

MD改革においては、売上総利益率の改善に向け、廃棄売変削減・値入率の改善・在庫回転日数の向上・デリカ改革・水産改革・健康へのこだわり・52週MDの7項目に継続して取り組んだ結果、売上荒利率は前期より+0.7%の改善となりました。水産改革においては、新店・改装店舗を中心に展開していた即食需要に対応する新規MD施策である「おさかな工房」を全店に水平展開いたしました。「おさかな工房」の水産内構成比は、当期計画の5.0%を上回る5.2%となり、売上荒利率も目標から+2.1%の成果が出てきております。

オペレーション改革においては、「お客さまにご支持いただける店」をキーワードに、当たり前のことを徹底する取り組み・意識改革＝凡事徹底「挨拶、接客、レジ待ち短縮、品切れ撲滅、清潔、クリンリネス」などの取り組みを継続して実施いたしました。

マネジメント改革においては、自発的組織への変革（自ら考え行動する）、働き方改革、教育機会の拡大、女性の活躍の場と機会を増やす、の4項目に取り組みました。特に、教育機会の拡大施策では、同社独自の自己啓発教育機会である「学び舎」において、雇用形態の枠を外したことにより受講者数は300名を超える実績となりました。働き方改革の一環として、全従業員を対象に有給休暇の5日取得を推進することと、本部の部課長以上の管理職の5連休取得制度を導入し、不在時の代行者を決め職務代行させることで部下育成の機会に繋げております。

成長への変革においては、お客さまに価値のある商品を提供し、新たな売場を構築すると同時に店舗における働き方改革を進め、生産性向上に繋げるべく、新プロセスセンターであるマルナカ畜産プロセスセンター、マルナカ子会社の株式会社味彩工房新工場となるフードプロセスセンターや株式会社大洋水産が運営する水産プロセスセンターが順次竣工し、製造並びに株式会社マルナカへの商品供給を開始いたしました。特に、畜産プロセスセンターの活用においては、上期の課題であった豚肉の売上荒利率予算乖離の改善に繋がり、値入・発注精度が改善したことで下期売上荒利率は、上期から+9.5%の改善ができております。今後は、畜産プロセスセンターでの好事例を他のプロセスセンターに水平展開するとともに、3センターを計画どおりに稼働させ、店舗への貢献を最大化することにより、品揃えの充実、時間帯別MDの強化、生産性改善など、同社の成長エンジンにしていまいります。

店舗開発における取り組みとしましては、2019年4月12日に新鬼無店（香川県高松市）、9月25日に春日店（同）をスクラップ&ビルドにより新設オープン、11月8日に高知事業部においてイオングループ入り後初となる高知インター店（高知県高知市）をオープンいたしました。

その結果、期末店舗数は144店舗となり、その内訳は兵庫県7店舗、徳島県26店舗、香川県66店舗、愛媛県26店舗、高知県19店舗であります。

■株式会社山陽マルナカの主な取組み

「地域からも、お客さまからも、お取引先さまからも、従業員からも『だから山陽マルナカ』と言われる会社へ」を中期ビジョンに掲げ、確実な成長と2020年度以降に飛躍するための基盤づくりに引き続き取り組んでまいりました。具体的な取組みとしては、マルナカ“らしさ”を取り戻すべく、当期の方針として「①独自性、②品質/鮮度/おいしさ1番、③地域密着、④強い経営管理、⑤働きがいのある会社」を掲げ、取り組んでまいりました。

競争店との差別化を図るため、昨年に引き続き、同社の強みである生鮮・デリカの再強化に取り組む、新しい山陽マルナカのブランド食材を創造・販売するとともに、ブランド食材を使ったデリカ商品を開発することで、生鮮デリカのブランド力の確立を目指してまいりました。また、今年重点管理指標として“一人当たり買上点数”を掲げ、あいさつと笑顔のある接客応対、レジ待ち・売価違い・誤差のないチェックアウト、歩きやすく見やすく買いやすい店舗・売場環境づくり、クリンリネス、鮮度管理などの基本を徹底し、個店力のアップを図り、再度お客さまに支持される店舗づくりに取り組んでまいりました。あわせて「火曜市プラス+1」として、デリカの手巻寿司バイキングの展開や、農産・加工食品ではバンドル販売・単品訴求などの取組みにより、火曜市の再強化を実施した結果、“一人当たり買上点数”は前期より0.2点増加いたしました。

システム改革におきましては、デイリー商品での自動発注システムを運用すべく、新システム「MDware」を導入いたしました。生鮮プロセスセンター成長戦略としましては、水産プロセスセンター店舗の拡大、畜産外部ベンダーアウトパックの自社化を進めるとともに、公休・有休取得ができる環境づくりへのサポート体制の構築、パートナー（パートタイマー）主体によるローコストオペレーションの構築を進めてまいりました。

店舗開発における取組みとしましては、2019年9月12日に芳田店（岡山市南区）、11月13日に真備店（岡山県倉敷市）をオープンいたしました。

その結果、期末店舗数は61店舗となり、その内訳は兵庫県6店舗、岡山県52店舗、広島県3店舗であります。

人手不足への対応としましては、人員配置の見直しや適正な人数での採用、採用センター導入によるパートナーの採用強化などを進めてまいりました。店舗では働き方改革を強化するとともに、水産・畜産では自社センターからのアウトパック供給も行い、長時間労働の撲滅とワークライフバランスの推進、従業員満足の向上に努めてまいりました。

環境保全の取組みとしましては、店頭資源物回収や毎月11日に実施している地域清掃活動「クリーン＆グリーン活動」を継続実施したほか、身近な瀬戸内海の環境問題をきっかけに環境保全の意識を醸成しようと、山陽女子中学校・高等学校地歴部による海洋ごみ問題の活動報告パネル展示を岡山県内3店舗で開催いたしました。そのほか、食品廃棄物削減と地域貢献につながる取組みとして前連結会計年度から開始したフードバンク活動の実施店舗は55店舗まで拡大し、10月には笠岡店（岡山県笠岡市）でフードドライブ活動を実施いたしました。

社会貢献活動としましては、イオン幸せの黄色いレシートキャンペーンや被災地復興支援の募金活動を強化したほか、引き続き食農教育田植え体験や障がい者スポーツ支援活動、福島県双葉郡浪江町の復興支援活動などに取り組みました。また、認知症サポーターの取得を推進し、同社における認知症サポーター養成講座の受講者は、当連結会計年度末において816名となりました。

以上のような取組みを行いました。当連結会計年度の業績は非常に厳しい結果となりました。当社個別業績では、下半期以降、販売点数アップ、また「地域の味」にこだわった諸施策に取り組んだ結果、既存店売上高前年比は、10月の消費増税による影響(10月度既存店売上高比90.5%)がありながらも、上半期の93.1%から下半期95.9%(閏年による営業日数1日増の影響除く。)、直近では1月度97.0%、2月度99.0%まで回復しております。このようにトレンドは着実に好転しておりますが、通期での計画乖離をカバーするまでに至りませんでした。

売上総利益高においては、野菜の価格政策の見直し、鮮魚の品揃え構成の見直し、デリカスの原価低減などの取組みにより値入率改善が進んだ反面、売価変更率削減への取組みでは、発注や製造計画の精度向上、売場在庫状況の細かなチェック、段階値下げによる売り切りの徹底を図りましたが、夕方から夜間にかけての品切れ防止を優先させた結果、通期での売価変更率は前年より+1.0%となり、売上荒利率は計画から△0.7%の未達、前年並みの水準に留まり、利益を押し下げる結果となりました。

販売費及び一般管理費では、労働時間管理の強化、チラシ費削減、清掃や保安管理といった店舗維持費の削減などに取り組む、計画内に進捗管理できましたが、個別売上高減少による売上総利益高の計画乖離が大きく影響した結果、個別営業収益は2,602億25百万円(対前期比94.7%)、同営業利益10億47百万円(同36.7%)、同経常利益13億64百万円(同43.3%)、当期純損失11億20百万円(前期は当期純利益10億85百万円)となりました。

連結業績におきましては、個別業績に加えて連結子会社である株式会社マルナカの上半期課題であった鮮魚、デリカ部門の売価変更率、とりわけ廃棄率の削減が進み、下半期以降、売上荒利率は改善されたものの、通期では計画した率に対し、△0.6%の未達となり、利益を押し下げる結果となりました。その他、経営統合に伴う一時的なコスト増が生じたことより、連結営業収益は5,429億90百万円(対前期比197.5%)、同営業利益27億42百万円(同101.9%)、同経常利益31億72百万円(同105.7%)となりました。また、当社及び株式会社マルナカの減損損失が想定を上回る見込みとなったこと、株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカにおいて退職給付制度を確定拠出年金制度に移行したことに伴う退職給付制度終了損が発生したこと並びに株式会社マルナカにおいて繰延税金資産の将来における回収可能性について検討した結果、繰延税金資産を18億57百万円取り崩しが発生したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純損失53億27百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益9億92百万円)となりました。

(注) MD (マーチャндаイジング)

原料選定から消費の終了までの商品化計画を行う、お客さまに商品を提供するため必要なすべての活動の総称のこと。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は204億39百万円となりました。その内訳は新規出店等に伴う投資によるものです。これら設備投資に必要な資金は、銀行借入及び自己資金で賄っております。

(3) 対処すべき課題

国内経済におきましては、新型コロナウイルスの感染症拡大が続く中、さまざまな経済活動の自粛を余儀なくされ、その収束時期が見えない現況下、外食産業が機能しづらくなる中で、消費者の食を支える業界としていかに消費者ニーズに対応していくかを問われる状況が続くことが予測されます。

また、依然として続く異業種との競争、お客さまの「食」に対するニーズの多様化、生産年齢人口減少による雇用確保難と人件費単価の上昇など、スーパーマーケット事業を取り巻く環境は刻々と変化を続けております。

このような状況下、当社グループは、スーパーマーケット不変の基本である、「鮮度の良い売場」「品切れのない売場」「お求めやすい価格」「クリンリネスな売場」「明るく笑顔のある接客・サービス」に更なる磨きをかけるとともに、商品面では、「地域・地元の味」で競争店に負けない充実した品揃えでお応えし、「健康」「即食」「調理時短」「個食」といったお客さまニーズに対応した商品開発や売場づくりを強化するなど、一店一店が地域に根ざした、なくてはならない店づくりを実践してまいります。

また、株式会社マルナカの畜産プロセスセンター、株式会社味彩工房のフードプロセスセンター、株式会社大洋水産の水産プロセスセンターからグループ店舗への商品供給量拡大、グループのスケールメリットを活かした共同販促の強化や商品調達コストの低減、維持管理業務の内製化推進によるコスト削減など、将来、予定しております当社、株式会社マルナカ、株式会社山陽マルナカの3社合併を見据え、グループシナジー創出による利益改善を進めてまいります。

(4) 財産及び損益の状況

当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 35 期 (2017年2月期)	第 36 期 (2018年2月期)	第 37 期 (2019年2月期)	第 38 期 (2020年2月期)
営 業 収 益 (百万円)	278,287	276,313	274,937	542,990
経 常 利 益 (百万円)	6,687	4,978	3,000	3,172
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 当期純損失(△)	3,268	2,467	992	△5,327
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	124.66	94.06	37.81	△101.48
総 資 産 (百万円)	94,736	98,104	94,457	265,429
純 資 産 (百万円)	48,250	50,589	49,531	99,353
1株当たり純資産額(円)	1,837.10	1,925.04	1,884.76	1,890.06

(注) 当連結会計年度より、2019年3月1日付で株式交換により完全子会社化した株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカ並びに株式会社マルナカの子会社6社を連結の範囲に含めております。

当社の財産及び損益の状況

区 分	第 35 期 (2017年2月期)	第 36 期 (2018年2月期)	第 37 期 (2019年2月期)	第 38 期 (2020年2月期)
営 業 収 益 (百万円)	277,911	275,838	274,792	260,225
経 常 利 益 (百万円)	7,008	5,275	3,151	1,364
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	3,082	2,358	1,085	△1,120
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	117.59	89.89	41.35	△21.35
総 資 産 (百万円)	94,278	97,525	94,373	143,405
純 資 産 (百万円)	48,489	50,803	50,061	99,860
1株当たり純資産額(円)	1,846.86	1,933.85	1,904.97	1,900.81

(5) 主要な事業内容（2020年2月29日現在）

当社グループは、当社及び子会社8社で構成され、スーパーマーケット事業を中心に、店舗等の不動産賃貸業や食料品の製造・供給、介護サービス、旅行代理店等、地域の生活に関連するサービスの提供を行っております。

① スーパーマーケット事業

会 社 名	区 分
マックスバリュ西日本株式会社 株 式 会 社 マ ル ナ カ 株 式 会 社 山 陽 マ ル ナ カ	食料品、日用雑貨品、衣料品等の小売販売及び店舗等の不動産賃貸業

② その他の事業

会 社 名	区 分
株 式 会 社 大 洋 水 産	水産物の加工、卸売
株 式 会 社 オ リ ッ ク ス	冷凍設備等の工事設計施工
株 式 会 社 味 彩 工 房	惣菜の製造加工、販売
株 式 会 社 松 浦 唐 立 軒	菓子の卸売
株 式 会 社 ハ ッ ピ ー ラ イ フ 愛	介護サービス事業
株 式 会 社 マ ル ナ カ ツ ー リ ス ト	旅行代理店業

(6) 主要な営業所及びセンター（2020年2月29日現在）**① 当社**

会社名	本社、店舗及びセンター
マックスバリュ西日本株式会社	【本社】 広島市南区
	【店舗】
	〔マックスバリュ店舗〕 兵庫県78店舗、岡山県3店舗、広島県27店舗、山口県27店舗、香川県2店舗、愛媛県4店舗、計141店舗
	〔ザ・ビッグ店舗〕 兵庫県2店舗、鳥取県1店舗、岡山県9店舗、広島県9店舗、山口県12店舗、徳島県3店舗、香川県4店舗、愛媛県3店舗、計43店舗
	〔合計〕 184店舗
	【センター】
	配送センター（1ヵ所） 兵庫県姫路市
	水産センター（2ヵ所） 兵庫県姫路市、広島市西区

② 子会社

会社名	本社、店舗及びセンター
株 式 会 社 マ ル ナ カ	【本社】 香川県高松市
	【店舗】 [マルナカ店舗他] 兵庫県 7 店舗、徳島県 26 店舗、香川県 66 店舗、愛媛県 26 店舗、高知県 19 店舗、計 144 店舗
	【センター】 プロセスセンター（3 ヲ所） 香川県高松市、同坂出市 配送センター（2 ヲ所） 香川県高松市、同綾歌郡
株 式 会 社 山 陽 マ ル ナ カ	【本社】 岡山市南区
	【店舗】 [マルナカ店舗] 兵庫県 6 店舗、岡山県 52 店舗、広島県 3 店舗、計 61 店舗

(7) 企業集団の従業員の状況（2020年2月29日現在）

区 分	従 業 員 数
ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト 事 業	5,039名（18,096名）
そ の 他 の 事 業	265名（ 542名）
合 計	5,304名（18,638名）

（注）従業員数欄の（ ）は、フレックス社員（パートタイマー）及びアルバイトの年度平均人員数（1日8時間換算による）であります。

(8) 主要な借入先の状況（2020年2月29日現在）

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 中 国 銀 行	9,423百万円
株 式 会 社 香 川 銀 行	6,392百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	6,068百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,775百万円
農 林 中 央 金 庫	5,301百万円

(9) 重要な親会社及び子会社の状況（2020年2月29日現在）

① 親会社に関する事項

当社の親会社はイオン株式会社であり、同社は当社の株式を37,789千株（議決権比率72.01%）を保有しております。

なお、イオン株式会社は純粋持株会社であります。

親会社とは、資金の寄託運用の取引を行っております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

ア. 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当該取引をするにあたっては、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

イ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当該取引高及び運用益については適時に取締役会に報告されております。同取引は運用リスクが比較的に低いとされる金融機関の定期性預金等と比較して高い運用益を得ることができるとともに、流動性においても遜色はないことから、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ウ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 マ ル ナ カ	100百万円	100.0%	スーパーマーケット事業
株 式 会 社 山 陽 マ ル ナ カ	25百万円	100.0%	スーパーマーケット事業

(注) 当社の子会社は、8社であります。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株 式 会 社 マ ル ナ カ	香川県高松市円座町 1001番地	41,891百万円	143,405百万円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

（株式交換の実施及び連結範囲の変更）

当社は、株式交換により、2019年3月1日付で株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカを完全子会社化しております。当連結会計年度より、完全子会社化した株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカ並びに株式会社マルナカの子会社6社を連結の範囲に含めております。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2020年2月29日現在）

① 発行可能株式総数	90,000,000株
② 発行済株式の総数（自己株式を含む）	52,513,854株
③ 株主数	31,077名
④ 大株主（上位10名）	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
イ オ ン 株 式 会 社	37,789千株	71.97%
株 式 会 社 フ ジ	4,000千株	7.61%
マックスバリュ西日本グループ 社 員 持 株 会	659千株	1.25%
株 式 会 社 コ ッ ク ス	424千株	0.80%
丸 魚 水 産 株 式 会 社	392千株	0.74%
加 藤 産 業 株 式 会 社	323千株	0.61%
新 光 商 事 株 式 会 社	266千株	0.50%
イオンフードサプライ株式会社	238千株	0.45%
イオンフィナンシャルサービス株式会社	235千株	0.44%
山 根 利 明	183千株	0.35%

（注） 持株比率は自己株式（13,379株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当事業年度に行われた株式交換及び新株予約権の行使により、発行済株式の総数は、26,251,745株増加しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社取締役が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日		2012年4月5日	2013年4月9日	2014年4月8日
新株予約権の数		206個	91個	91個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,600株 (新株予約権 1個につき100株)	普通株式 9,100株 (新株予約権 1個につき100株)	普通株式 9,100株 (新株予約権 1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2012年5月21日から 2027年5月20日まで	2013年6月10日から 2028年6月 9日まで	2014年6月10日から 2029年6月 9日まで
行使の条件		(注)	(注)	(注)
役員の新株予約権保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 : 15個 目的となる株式数 : 1,500株 保有者数 : 1人	新株予約権の数 : 16個 目的となる株式数 : 1,600株 保有者数 : 2人	新株予約権の数 : 24個 目的となる株式数 : 2,400株 保有者数 : 3人

		第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		2015年4月9日	2016年4月13日	2017年4月12日
新株予約権の数		73個	111個	131個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 7,300株 (新株予約権 1個につき100株)	普通株式 11,100株 (新株予約権 1個につき100株)	普通株式 13,100株 (新株予約権 1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2015年6月10日から 2030年6月 9日まで	2016年6月10日から 2031年6月 9日まで	2017年6月10日から 2032年6月 9日まで
行使の条件		(注)	(注)	(注)
役員の新株予約権保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 : 24個 目的となる株式数 : 2,400株 保有者数 : 3人	新株予約権の数 : 45個 目的となる株式数 : 4,500株 保有者数 : 3人	新株予約権の数 : 70個 目的となる株式数 : 7,000株 保有者数 : 4人

		第11回新株予約権	第12回新株予約権
発行決議日		2018年4月11日	2019年4月10日
新株予約権の数		71個	91個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 7,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 9,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2018年6月10日から 2033年6月9日まで	2019年6月10日から 2034年6月9日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 : 40個 目的となる株式数 : 4,000株 保有者数 : 4人	新株予約権の数 : 68個 目的となる株式数 : 6,800株 保有者数 : 7人

(注) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2020年2月29日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 尾 健 一	株式会社マルナカ 取締役会長 株式会社山陽マルナカ 取締役会長
常 務 取 締 役	塩 冶 雅 洋	営業担当
取 締 役	柳 川 勝 律	総合企画本部長兼ダイバーシティ推進責任者
取 締 役	守 岡 幸 三	経営管理本部長 株式会社マルナカ 監査役 株式会社山陽マルナカ 監査役
取 締 役	森 永 和 也	マックスバリュ営業本部長
取 締 役	沖 光 裕 章	商品本部長
取 締 役	澤 山 真 一	開発本部長
取 締 役	岡 本 芳 明	人事総務本部長兼リスクマネジメント担当
取 締 役	宮 宇 地 剛	株式会社山陽マルナカ 代表取締役社長 株式会社マルナカ 取締役
取 締 役	尾 崎 英 雄	株式会社フジ 代表取締役会長兼CEO
取 締 役	桑 山 齊	弁護士法人御堂筋法律事務所 社員弁護士 社会福祉法人北慶会 理事
取 締 役	渡 瀬 ひ ろ み	株式会社商工組合中央金庫 社外取締役 株式会社パートナーエージェント 社外取締役 株式会社ディー・エル・イー社外取締役 株式会社アーバンフューネスコーポレーション 社外監査役 ダイヤル・サービス株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	青 木 謙 城	
監 査 役	伊 藤 三 知 夫	イオン九州株式会社 常勤（社外）監査役 イオンストア九州株式会社 監査役
監 査 役	北 村 智 宏	株式会社光洋 監査役
監 査 役	石 橋 三 千 男	公認会計士 石橋三千男事務所 所長 公認会計士・税理士 有限会社F I S 経営研究所 代表取締役 株式会社ひろしまイノベーション推進機構 社外取締役 株式会社ウッドワン 社外取締役

(注) 1. 取締役尾崎英雄氏、桑山齊氏及び渡瀬ひろみ氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、取締役桑山齊氏及び渡瀬ひろみ氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は、定款第24条の規定に基づき取締役尾崎英雄氏、桑山齊氏及び渡瀬ひろみ氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度として責任限定契約を締結しております。

2. 監査役青木謙城氏、伊藤三知夫氏及び石橋三千男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、監査役石橋三千男氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は、定款第32条の規定に基づき監査役石橋三千男氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度として責任限定契約を締結しております。
3. 監査役石橋三千男氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役
監査役恒屋良彦氏は、2019年5月23日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
取締役加栗章男氏は、2019年9月10日をもって、辞任により退任いたしました。
5. 当事業年度中に就任した取締役及び監査役
2019年5月23日開催の第37期定時株主総会において、新たに平尾健一氏、宮宇地剛氏及び尾崎英雄氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2019年5月23日開催の第37期定時株主総会において、新たに青木謙城氏が監査役に選任され、就任いたしました。
6. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏 名	新 役 職 及 び 担 当	旧 役 職 及 び 担 当	異動年月日
加 栗 章 男	社長兼店舗支援本部長	社長	2019年3月7日
塩 治 雅 洋	マックスバリュ事業本部長 兼ダイバーシティ推進責任者 兼リスクマネジメント担当	ザ・ビッグ事業本部長 兼ダイバーシティ推進責任者 兼リスクマネジメント担当	2019年3月7日
柳 川 勝 律	ザ・ビッグ事業本部長	マックスバリュ事業本部長 兼マックスバリュ営業本部長	2019年3月7日
守 岡 幸 三	経営管理本部長 兼開発本部長	経営管理本部長	2019年3月7日
森 永 和 也	マックスバリュ販売本部長	コーポレートブランディング本部長	2019年3月7日
澤 山 真 一	総合企画本部長	事業推進本部長	2019年3月7日
塩 治 雅 洋	常務取締役	専務取締役	2019年5月23日
塩 治 雅 洋	マックスバリュ事業本部長 兼リスクマネジメント担当	マックスバリュ事業本部長 兼ダイバーシティ推進責任者 兼リスクマネジメント担当	2019年5月23日
柳 川 勝 律	取締役	常務取締役	2019年5月23日
柳 川 勝 律	ザ・ビッグ事業本部長 兼ダイバーシティ推進責任者	ザ・ビッグ事業本部長	2019年5月23日

氏 名	新 役 職 及 び 担 当	旧 役 職 及 び 担 当	異動年月日
守 岡 幸 三	取締役	常務取締役	2019年5月23日
森 永 和 也	取締役	常務取締役	2019年5月23日
平 尾 健 一	代表取締役社長	取締役	2019年9月10日
塩 治 雅 洋	マックスバリュ事業本部長	マックスバリュ事業本部長 兼リスクマネジメント担当	2019年9月21日
森 永 和 也	マックスバリュ販売本部長 兼兵庫対策担当	マックスバリュ販売本部長	2019年9月21日
岡 本 芳 明	人事総務本部長 兼リスクマネジメント担当	人事総務本部長	2019年9月21日
塩 治 雅 洋	営業担当	マックスバリュ事業本部長	2020年2月26日
柳 川 勝 律	総合企画本部長 兼ダイバーシティ推進責任者	ザ・ビッグ事業本部長 兼ダイバーシティ推進責任者	2020年2月26日
守 岡 幸 三	経営管理本部長	経営管理本部長 兼開発本部長	2020年2月26日
森 永 和 也	マックスバリュ営業本部長	マックスバリュ販売本部長 兼兵庫対策担当	2020年2月26日
澤 山 真 一	開発本部長	総合企画本部長	2020年2月26日

7. 当事業年度中の取締役及び監査役の重要な兼職の状況の異動

取締役守岡幸三氏は、2019年5月18日株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカの監査役に就任しております。

取締役平尾健一氏は、2019年9月10日株式会社マルナカの代表取締役社長を退任し、同日株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカの実業取締役会長に就任しております。

取締役渡瀬ひろみ氏は、2019年9月20日株式会社ディー・エル・イーの社外取締役に就任しております。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (2)	119百万円 (9)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (4)	23 (23)
合 計	15 (6)	142 (32)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年5月16日開催の第25期定時株主総会において年額450百万円以内（うち金銭報酬額400百万円、株式報酬型ストックオプション公正価値分50百万円）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2000年5月18日開催の第18期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末日現在の役員数は取締役12名（うち社外取締役3名）、監査役4名（うち社外監査役3名）であります。上記の取締役及び監査役の支給人員と相違しておりますのは、2019年5月23日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役1名（うち社外監査役1名）が含まれること、2019年9月10日をもって辞任により退任した取締役1名（うち社外取締役0名）が含まれること並びに無報酬の取締役2名（うち社外取締役1名）及び監査役1名（うち社外監査役0名）が存在しているためであります。
5. 支給額には、以下のものが含まれております。
- ・ストックオプションによる報酬額 取締役 9名 10百万円
新株予約権個数 82個 目的である株式数 8,200株
株式報酬型ストックオプションによる報酬は、第38期の業績に基づき、2020年4月10日開催の取締役会で決定し、2020年5月10日に発行することとしております。

③ 社外役員に関する事項

ア、当事業年度における主な活動状況

	活	動	状	況
取締役	尾	崎	英	雄
取締役	桑	山		斉
取締役	渡	瀬	ひろ	み
常勤 監査役	青	木	謙	城
監査役	伊	藤	三知	夫
監査役	石	橋	三千	男

イ、社外役員が当社の親会社または親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額
12百万円

ウ、他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役尾崎英雄氏は、株式会社フジの代表取締役会長兼CEOであります。株式会社フジは当社株式4,000千株（持株比率7.61%）を有する当社の株主であり、また、当社の親会社であるイオン株式会社

の持分法適用会社であります。取締役桑山斉氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所の社員弁護士及び社会福祉法人北慶会の理事であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役渡瀬ひろみ氏は、株式会社商工組合中央金庫の社外取締役、株式会社パートナーエージェントの社外取締役、株式会社ディー・エル・イーの社外取締役、株式会社アーバンフューネスコーポレーションの社外監査役及びダイヤル・サービス株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役伊藤三知夫氏は、イオン九州株式会社の常勤（社外）監査役及びイオンストア九州株式会社の監査役であります。両社はいずれも当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であります。

監査役石橋三千男氏は、公認会計士 石橋三千男事務所の所長、有限会社F I S 経営研究所の代表取締役、株式会社ひろしまイノベーション推進機構の社外取締役及び株式会社ウッドワンの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

(4) 会計監査人に関する事項

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	48百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	106百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 上記のほか、当事業年度において、前事業年度に係る追加報酬として5百万円を支払っております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務方針」を踏まえ、監査項目別時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し当事業年度の監査時間及び報酬額等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づいて会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について取締役会の決議内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、イオングループにおいて2003年4月に制定された「イオン行動規範」を全ての行動の基本理念とする。

「お客さま中心」の理念に基づき、お客さまの生活文化の向上を目指すとともに、企業市民の立場から、法令遵守は当然のこととし、地域社会とのより良い関係を構築して、適切な企業経営と地域社会との調和を図り社会的責任を果たす。

- ② 当社は、「イオン行動規範」「マックスバリュ西日本行動基準」及び「法令」等の遵守を図るため、コンプライアンスに係る施策・整備・運用状況を審議する機関として、取締役、監査役、本部長及び関係部長などを委員とするリスクマネジメント委員会を設置する。
- ③ リスクマネジメント委員会は、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、必要な調査を行ったうえ、遅滞なく取締役会に報告する。
- ④ 当社の取締役は、その職務の執行に当たっては、「イオン行動規範」「マックスバリュ西日本行動基準」に基づく業務方針の実現に当たって率先垂範し、当社の使用人をはじめその他利害関係者に対する責任を果たす。
- ⑤ 当社の取締役は、その職務の執行を通じ、その使用人の業務の執行が法令及び定款に適合するよう、「行動基準ハンドブック」「コンプライアンス基礎」を活用し、指導と啓発を行う。
- ⑥ 当社の取締役会は、定期的に内部統制システムの有効性監査の報告を受けるとともに、コンプライアンス体制の問題の把握と整備に努める。
- ⑦ 当社の取締役の職務執行について、当社の監査役は定期的な監査を実施し、必要に応じ当社の取締役会に対しその結果を報告し、内部統制の改善を助言、又は勧告する。
- ⑧ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。
- ⑨ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、万一それら勢力から不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部機関と連携し毅然たる態度で対応する。

2. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス経営を重視し、使用人全員が、「イオン行動規範」「マックスバリュ西日本行動基準」を実践し、お客さま、地域社会とのより良い関係を築き、企業としての社会的責任を果たせるよう努力する。
- ② 当社は、「イオン行動規範」「マックスバリュ西日本行動基準」及び当社固有の問題を織り込んだ「行動基準ハンドブック」「コンプライアンス基礎」を従業員全員に配布するとともに、コンプライアンス教育を実施する。
- ③ 当社は、グループ全従業員を対象とした「イオン内部通報制度(イオン行動規範110番)」に参加しており、当社に関連する事項は当社担当部署に報告される。
- ④ 当社は、独自に内部通報制度「何でも相談承り係」と「社長直行便制度」を設け運用する。
- ⑤ 重要な通報については、その内容と会社の対処状況・結果につき、適切に取締役・使用人に開示し、周知徹底する。
- ⑥ 代表取締役社長が内部監査部門である経営監査室を直轄する。経営監査室は、代表取締役社長の指示に基づき、業務執行状況を、業務の有効性・効率性、法令・社内規程遵守の観点から内部監査を行う。
- ⑦ コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社の取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ）、その他の重要な情報を、社内規程に基づいて、それぞれの担当職務に従い適切に保存し管理する。
 - ア. 株主総会議事録と関連資料
 - イ. 取締役会議事録と関連資料
 - ウ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録又は経過の記録
 - エ. 取締役を決定者とする決裁書類
 - オ. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- ② 当社の取締役は、その職務の執行に係る上記①に定める文書を社内規程に従い、定められた期間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

4. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理を最も重要な経営管理のひとつと位置付け、リスクマネジメント担当取締役を置き、リスクマネジメント委員会を設置し、定期的を開催し、各部署のリスク管理の状況・方針等を審議し、全社的に対応する重要事項についてのリスク対策を策定し、取締役会に報告する。
- ② 当社の戦略立案部門は、企業価値を高め又は企業活動の持続的発展の実現を脅かすあらゆる事業リスクに対処すべく、経営戦略・経営計画の策定を行うに当たり事業リスクのアセスメントを行い、取締役会における経営判断に際して重要な判断材料を提供する。
- ③ 当社は、以下の運営リスクにおける事業の継続を確保するための態勢を整備する。
 - ア. 地震、洪水、火災、事故等の災害により重大な損失を被るリスク
 - イ. 取締役及び使用人の不適切な業務執行により販売活動に重大な支障を生じるリスク
 - ウ. 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な損害を被るリスク
 - エ. その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク
- ④ 当社は災害、環境、コンプライアンス等に係るリスクへの対応については、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布及び研修の実施等により全従業員に徹底する。
- ⑤ 各事業部門を担当する取締役及び部室長は、それぞれの部門に係るリスク管理を行う。各事業部門長は、リスク管理の状況を取締役会・経営会議において定期的に報告する。

5. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は業務の有効性と効率性を図る観点から、経営に係る重要事項については、社内規程に従い、各事業部門の会議、経営会議、予算会議、開発会議等での審議を経て、取締役会において審議して決定する。
- ② 取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、担当取締役及び各部室長等が迅速に遂行する。あわせて、内部牽制機能の確立を図るため、組織関係規程を定め、それぞれの組織権限や実行責任者を明確化し、適切な業務手続が行われるようにする。
- ③ 会社方針に基づいて事業活動が適正に運営されているか、経営監査室が定期的に監査し、取締役及び経営幹部に報告する。必要ある場合は、担当する取締役及び経営幹部は是正処置を講ずる。

6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、イオングループが定期的に主催する分野別部門長会議に参加し、法改正の動向と対応策及び業務効率化に資する有益なベストプラクティス等の情報を積極的に有効活用する。
- ② 当社が取り入れるベストプラクティスについては、当社が自主的に決定しており、又、当社のベストプラクティスについても会議を通じ提供する。
- ③ 当社は、イオングループ各社の情報ネットワークから、コンプライアンス遵守状況等に係る報告等を適宜受け啓発できる体制を構築する。
- ④ 親会社イオンとの賃貸借契約やプライベートブランド商品の売買取引等利益相反取引については、可及的に市場価格での取引とし、当社の利益を損ねない方策を講じる。
- ⑤ 当社は、子会社から、その営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社の取締役会において定期的に報告を受ける。
- ⑥ 当社は、当社グループのリスクを統括的に管理するため、グループ全体のリスク管理について定めるリスクマネジメント規程を制定するとともに、機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を審議する。
- ⑦ 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を実現するため、毎事業年度ごとにグループ各社の重点経営目標及び予算配分等を定める。
- ⑧ 当社は、子会社の業務の適正を確保するため、経営管理本部が子会社の経営に係わる基本事項に関して統括的に管理及び指導を行う。
- ⑨ 当社の内部監査部門である経営監査室は、子会社に対して、年1回の監査を実施する。
- ⑩ 当社は、当社グループの役員及び従業員が直接通報を行うことができる内部通報制度を設け運用する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役の業務を補助する使用人は特に設けない。常勤監査役は、監査計画及び監査予算の策定、監査役会議事録作成等の業務を直接実施することにより、監査業務の独立性の確保を図る。
- ② 常勤監査役がその業務を補助すべき使用人を必要とする時は、その業務に限定した期間、補助業務に当たる者を選定する。
- ③ 常勤監査役の補助業務に当たる者は、その間は監査役の指示に従い職務を行うものとする。

8. 上記7の使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

常勤監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人の独立性を確保するため、必要としている期間の使用人に関する異動・人事考課等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を必要とする。

9. 当社監査役の上記7の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

常勤監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら常勤監査役の指揮命令に従わなければならない。

10. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制その他当社監査役への報告に関する体制

- ① 常勤監査役は、当社の取締役会に出席するほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議又は委員会に出席することができる。
- ② 当社グループの役員は、取締役会等の当社の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ③ 当社グループの役員、使用人等は、当社の監査役が実施する業務執行状況監査において、取締役が担当する業務について報告を求めた場合、又は、業務及び財産の状況を調査する場合には、迅速かつ的確に対応する。
- ④ 当社グループの役員、使用人等は、以下に定める事項について、発見次第速やかに当社の監査役に対し報告する。
 - ア. 当社グループの信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - イ. 当社グループの業績に大きく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - ウ. グループ内外に対し、重大な被害を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - エ. 「イオン行動規範」、法令に対する違反で重大なもの
 - オ. その他上記ア～エに準じる事項

11. 上記10の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、当社監査役へ報告を行った当社グループの役員、使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員、使用人等に周知徹底する。

12. 当社の監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

13. その他当社の監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役 of 半数以上は社外監査役とし、対外透明性を担保する。
- ② 当社は、常勤監査役が求めた場合、代表取締役社長と協議の上、必要に応じて内部監査部門である経営監査室と共同監査の実施ができるように配慮する。
- ③ 当社の監査役は、監査の実施に当たり、独自に意見を形成するため、必要と認めたときは自らの判断で、当社に係る公認会計士及び弁護士等外部アドバイザーを活用する。
- ④ 当社の代表取締役及び取締役は、当社の監査役会及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づき、以下の具体的取組みを行っております。

1. 内部統制システム全般

当社は、内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、経営監査室が年間計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。

2. コンプライアンス体制

取締役及び使用人に対して、職制に応じた研修・教育訓練を通じて、コンプライアンスの啓発を推進しております。当事業年度の経営幹部に対するコンプライアンス研修においては、「取締役会の責務」「不祥事対応」を重点テーマといたしました。

3. リスク管理体制

当社は、リスク管理に関する審議機関であるリスクマネジメント委員会において、リスク管理の状況・方針等を審議しております。当事業年度は、同委員会を年5回開催し、各部署が行ったリスク調査の結果に基づき、全社的に対応するリスク対策を見直し、重点管理項目の実施状況を確認いたしました。

4. 企業グループにおける業務の適正

子会社の経営管理については、業務執行の重要度に応じて、当社の取締役会又は取締役の決裁を受ける体制としております。また、当社の取締役会において、毎月1回子会社から営業状況、財務状況その他重要な情報についての報告を受けております。

5. 取締役の職務執行

取締役の職務の効率性を確保するため、取締役会において業務の分担を受けた取締役が毎月1回業務執行状況の報告を行っております。

6. 監査役の職務執行

常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議、リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席し、業務執行の状況を確認しております。また、監査役は経営監査室、会計監査人等と定期的に情報交換する場を設けることにより監査の実効性を高めております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質をさらに強化し、収益力の向上、業容の一層の拡大を図るため、内部留保にも配慮しながら、株主の皆さまに対する利益還元を充実させることを経営の重点施策と位置付け、安定的、継続的な配当をあわせて行っていきたいと考えております。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てております。

2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	73,081	流 動 負 債	107,342
現 金 及 び 預 金	28,365	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	57,917
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,779	短 期 借 入 金	2,720
商 品	21,441	1年内返済予定の長期借入金	21,712
貯 蔵 品	182	リ ー ス 債 務	85
前 払 費 用	900	未 払 金	9,431
未 収 入 金	13,870	未 払 費 用	5,300
関 係 会 社 預 け 金	5,000	未 払 法 人 税 等	1,024
そ の 他	1,541	未 払 消 費 税 等	1,297
固 定 資 産	192,347	預 り 金	1,927
(有形固定資産)	(158,307)	賞 与 引 当 金	1,756
建 物 及 び 構 築 物	61,342	役 員 業 績 報 酬 引 当 金	52
機 械 及 び 装 置	4,222	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	98
車 両 運 搬 具 及 び 工 具 器 具 備 品	9,107	損 害 補 償 損 失 引 当 金	6
土 地	81,690	設 備 関 係 支 払 手 形	1,049
リ ー ス 資 産	886	そ の 他	2,961
建 設 仮 勘 定	1,058	固 定 負 債	58,733
(無形固定資産)	(159)	長 期 借 入 金	40,357
の れ ん	0	リ ー ス 債 務	771
ソ フ ト ウ ェ ア	45	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	197
電 話 加 入 権	85	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,378
施 設 利 用 権	27	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	4
(投資その他の資産)	(33,880)	長 期 預 り 保 証 金	5,646
投 資 有 価 証 券	12,371	資 産 除 去 債 務	5,966
長 期 前 払 費 用	2,158	そ の 他	4,411
繰 延 税 金 資 産	9,914	負 債 合 計	166,076
差 入 保 証 金	9,347	純 資 産 の 部	
そ の 他	127	株 主 資 本	93,804
貸 倒 引 当 金	△37	資 本 本 金	1,705
資 産 合 計	265,429	資 本 剰 余 金	60,017
		利 益 剰 余 金	32,098
		自 己 株 式	△17
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	5,424
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,917
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△492
		新 株 予 約 権	66
		非 支 配 株 主 持 分	57
		純 資 産 合 計	99,353
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	265,429

連 結 損 益 計 算 書

(2019年3月1日から2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		534,037
売上原価		402,881
売上総利益		131,156
その他の営業利益		8,952
営業総利益		140,108
販売費及び一般管理費		137,365
営業利益		2,742
営業外収益		
受取利息及び配当金	303	
受取保険金	124	
その他	335	763
営業外費用		
支払利息	218	
遊休店舗地	11	
その他	103	333
経常利益		3,172
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	3	
損害補償損失引当金戻入額	66	
受取保険金	101	176
特別損失		
固定資産売却損	5	
固定資産除却損	92	
減損損失	5,413	
投資有価証券評価損	2	
店舗閉鎖損失	11	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	102	
退職給付制度終了損	742	6,372
税金等調整前当期純損失		3,023
法人税、住民税及び事業税	1,311	
法人税等調整額	1,012	2,324
当期純損失		5,347
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△19
親会社株主に帰属する当期純損失		5,327

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年3月1日残高	1,702	4,553	38,226	△16	44,465
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	2	2	－	－	5
剰余金の配当	－	－	△997	－	△997
親会社株主に帰属する当期純損	－	－	△5,327	－	△5,327
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0
株式交換による増加	－	55,461	197	－	55,659
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	2	55,464	△6,127	△0	49,339
2020年2月29日残高	1,705	60,017	32,098	△17	93,804

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非株主支持配分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2019年3月1日残高	5,434	△427	5,007	58	－	49,531
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	－	－	－	－	－	5
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△997
親会社株主に帰属する当期純損	－	－	－	－	－	△5,327
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△0
株式交換による増加	－	－	－	－	－	55,659
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	482	△65	417	8	57	482
連結会計年度中の変動額合計	482	△65	417	8	57	49,822
2020年2月29日残高	5,917	△492	5,424	66	57	99,353

貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	32,370	流 動 負 債	35,553
現金及び預金	7,845	支払手形	159
売掛金	742	買掛金	26,917
商 品	9,672	リース負債	41
貯 蔵 品	85	未払金	2,401
前払費用	607	未払消費税等	2,743
未収入金	7,922	未払法人税等	590
関係会社預け金	5,000	未払消費税	409
その他	493	預り金	590
固 定 資 産	111,034	賞与引当金	444
(有形固定資産)	(38,855)	役員業績報酬引当金	18
建物	21,991	店舗閉鎖損失引当金	92
構築物	2,444	設備関係支払手形	1,049
車両運搬具	3	その他	91
工具、器具及び備品	4,367	固 定 負 債	7,991
土地	8,891	リース負債	148
リース資産	222	退職給付引当金	486
建設仮勘定	934	店舗閉鎖損失引当金	4
(無形固定資産)	(58)	長期預り保証金	3,980
のれん	0	資産除去債務	3,364
ソフトウェア	8	その他	6
電話加入権	24	負 債 合 計	43,544
施設利用権	23	純 資 産 の 部	
(投資その他の資産)	(72,121)	株 主 資 本	95,959
投資有価証券	7,368	資 本 金	1,705
関係会社株式	53,656	資 本 剰 余 金	58,183
長期前払費用	1,212	資本準備金	4,679
繰延税金資産	4,030	その他資本剰余金	53,504
差入保証金	5,840	利 益 剰 余 金	36,088
その他	50	利益準備金	371
貸倒引当金	△36	その他利益剰余金	35,717
資 産 合 計	143,405	固定資産圧縮積立金	72
		別途積立金	35,700
		繰越利益剰余金	△55
		自 己 株 式	△17
		評価・換算差額等	3,833
		その他有価証券評価差額金	3,833
		新 株 予 約 権	66
		純 資 産 合 計	99,860
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	143,405

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(2019年3月1日から2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		255,303
売上原価		193,814
売上総利益		61,488
その他の営業収入		4,921
営業総利益		66,410
販売費及び一般管理費		65,362
営業利益		1,047
営業外収益		
受取利息及び配当金	233	
その他の	138	371
営業外費用		
支払利息	11	
遊休店舗地代	11	
その他の	31	55
経常利益		1,364
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産除却損	32	
減損損失	2,381	
投資有価証券評価損	2	
店舗閉鎖損失	11	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	88	2,516
税引前当期純損失		1,150
法人税、住民税及び事業税	356	
法人税等調整額	△386	△30
当期純損失		1,120

株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 株 己 式	株 資 合 主 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 計		
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2019年3月1日残高	1,702	4,676	－	4,676	371	94	35,700	2,041	38,206	△16	44,569
事業年度中の変動額											
新 株 の 発 行	2	2	－	2	－	－	－	－	－	－	5
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	－	△997	△997	－	△997
当 期 純 損 失	－	－	－	－	－	－	－	△1,120	△1,120	－	△1,120
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△0	△0
株 式 交 換 に よ る 増 加	－	－	53,504	53,504	－	－	－	－	－	－	53,504
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－	△21	－	21	－	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	2	2	53,504	53,506	－	△21	－	△2,096	△2,118	△0	51,390
2020年2月29日残高	1,705	4,679	53,504	58,183	371	72	35,700	△55	36,088	△17	95,959

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券	評 価 差 額 金		
2019年3月1日残高		5,434	58	50,061
事業年度中の変動額				
新株の発行		—	—	5
剰余金の配当		—	—	△997
当期純損失		—	—	△1,120
自己株式の取得		—	—	△0
株式交換による増加		—	—	53,504
固定資産圧縮積立金の取崩		—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		△1,600	8	△1,591
事業年度中の変動額合計		△1,600	8	49,798
2020年2月29日残高		3,833	66	99,860

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年4月8日

マックスバリュ西日本株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 家 元 清 文 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 下 平 雅 和 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マックスバリュ西日本株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックスバリュ西日本株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年4月8日

マックスバリュ西日本株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 家 元 清 文 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 下 平 雅 和 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックスバリュ西日本株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果についての報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、主要店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社の経営幹部等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が、適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

2020年4月9日

マックスバリュ西日本株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	青 木 謙 城	㊞
監 査 役（社外監査役）	伊 藤 三知夫	㊞
監 査 役	北 村 智 宏	㊞
監 査 役（社外監査役）	石 橋 三千男	㊞

以 上

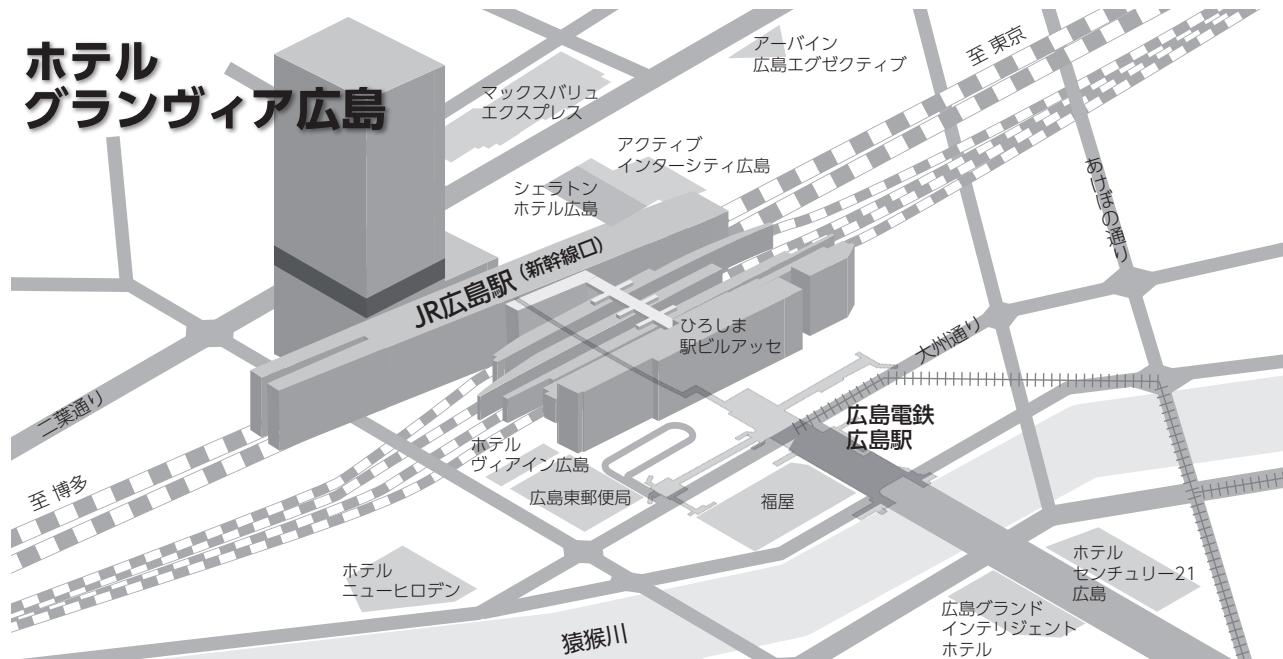
株主総会会場のご案内

【場 所】 広島県広島市南区松原町1番5号 ホテルグランヴィア広島 4階 悠久の間

【TEL】 (082) 262-1111(代)

【交通機関】 JR広島駅に隣接

【お願い】 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



※ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

※体調不良と思われる株主さまの入場をお断りする場合があります。

<新型コロナウイルス等の感染予防に関するお知らせ>

多くの株主の皆さまが集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。事前に郵送やインターネット等での議決権行使もできますので、当日は、感染回避のため来場の自粛をご検討ください。また、ご出席の株主さまは、マスク着用などご自身及び周囲への感染予防の配慮をお願いします。本株主総会における感染防止への対応については、下記ウェブサイトに掲載いたします。今後の状況により内容を随時更新いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

https://www.maxvalu.co.jp/company/ir/meeting_notice.html